

総務教育常任委員会委員長（村井 勉）

おはようございます。

去る、平成 26 年 6 月 18 日に開催致しました総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項

議案第 1 号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例(案)の制定について

議案第 2 号 多度津町土地開発基金条例を廃止する条例(案)の制定について

議案第 3 号 平成 26 年度多度津町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 号 多度津町道の路線廃止について

請願第 1 号 「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願

審議結果

議案第 1 号から議案第 4 号、請願第 1 号について委員、傍聴議員より。

一つ、多度津町火災予防条例の第 18 条第 9 号の 2 で「その他の多数の者の集合」と記載があるが、その対象はどこを指すのか。

一つ、多度津町火災予防条例の第 42 条の 2 で「大規模なもの」と記載があるが、どのぐらいの規模なのか。また「対象火気器具等」とあるが、具体的にどのようなものを指すのか。

一つ、燃料を使う器具を使用する際に消火器を準備しなかった場合、罰則はあるのか。

一つ、臨時福祉給付金の支給対象者は何名か。またその内加算対象者は何名か。

一つ、自治公民館整備事業補助金は、各地区の自治公民館の老朽化により修繕費が増加していくと思うが、今後どのように考えているのか。

一つ、島嶼部買物支援運賃助成金の対象はどういうものか。

一つ、「おいでまい」生産販売拡大事業対策事業補助金はどのようなものか。

一つ、ふるさと納税をしていただいた方へのお礼の品の充実など、町の考えはどうか。

一つ、集団的自衛権行使について、現在、国において、慎重に議論されているところであるので、今の段階で、意見書を提出すべきでないと考えため、請願第 1 号に反対する。

一つ、憲法解釈を変えることで、海外で武力行使をするということになれば、平和が失われ、自衛隊が軍隊になる恐れがあるので、意見書を提出し、止めなければならないと考えため、請願第 1 号に賛成する。

一つ、今、国会でも集団的自衛権行使について、いろいろ与党内で協議されており、まだ内容が決定していない段階なので、請願第 1 号に反対する。

一つ、日本国憲法第9条第2項があったため、今の平和な日本があったと思っており、内閣の多数決で決めようとする態度が見え隠れするので、請願第1号に賛成する。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、多度津町火災予防条例の第18条第9号の2で「その他の多数の者の集合」とは地域の祭りや行事のことを指す。

一つ、多度津町火災予防条例の第42条の2で「大規模なもの」とは露店の数が100店舗以上、1日当たりの人出予想が10万人以上の規模のものであり、「対象火気器具等」とは発電機や、薪や炭、プロパンガス等を使用した器具を指す。

一つ、多度津町火災予防条例の第42条については罰則を設けているが、第18条については罰則を設けていない。

一つ、臨時福祉給付金の支給対象者は3,915名であるが、無申告者が含まれていないため、今後増えてくる場合がある。また加算対象者は申請によって把握ができるようになるので、今現在分かっていない。子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者は1,684名、対象児童数は2,890名であるが、公務員世帯を含んでいない。

一つ、自治公民館整備事業補助金については、10年前に見直し、上限を設け、地区の申請により予算化している。

一つ、島嶼部買物支援運賃助成金は申請により、町が指定した島嶼部に移動販売をする事業者に対する運賃補助である。

一つ、「おいでまい」生産販売拡大事業対策事業補助金は「おいでまい」を作付する者に対し、米の選別する際のふるいを購入するための補助金である。

一つ、ふるさと納税をする目的は、町の収入になるためだけでなく、多度津町の特産品を町外へ発信する機会と捉え、広めていきたい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第4号については、委員会として原案を可決し、請願第1号については、採決の結果、委員会として不採択とした。

またその他として、執行部よりその他3件の報告があった。

以上でございます。